

漁 場 計 画

(共同漁場 公示番号第 8 号及び第 9 号)

別記 1 「行使規則」

別記 2 「遊漁規則」

田沢湖漁業協同組合

漁 場 計 画

1. 公示番号 内共第8号

2. 免許の内容足るべき事項

- (1) 漁業の種類 第五種共同漁業
- (2) 漁業の名称 あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじか漁業
- (3) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 仙北市
- (5) 漁場の区域

- 1) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3056林班い小班「生保内」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 2) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3057林班に小班「シトナイ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 3) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3057林班に小班「ヒカノ沢」起点から下流「シトナイ沢」の合流点まで。
- 4) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3056林班は小班「小コ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 5) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3056林班に小班「大コ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 6) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班と小班「岩井沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 7) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班り1小班「オソダテ沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 8) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班ち小班「大黒沢」起点から下流生保内川の合流点まで。
- 9) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3055林班り1小班「小黒沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 10) 仙北市田沢湖生保内沢国有林3054林班て小班「大平沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。

- 1 1) 仙北市田沢湖生保内沢国有林 3 0 5 4 林班た小班「堀木沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 1 2) 仙北市田沢湖生保内沢国有林 3 0 5 3 林班ね小班「六枚沢」起点から下流「生保内川」の合流点まで。
- 1 3) 仙北市田沢湖生保内沢字粕山 5 5 番地先「滝沢川」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 1 4) 仙北市田沢湖生保内字黒沢野 3 1 番地の 1 地先「黒沢川」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 1 5) 仙北市田沢湖生保内字黒沢野 3 1 番地の 3 地先「北桧木内川」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 1 6) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林 3 0 5 2 林班ろ小班「小先達川」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 1 7) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林 3 0 5 2 林班つ小班「先達川」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 1 8) 仙北市田沢湖先達沢国有林 3 0 4 7 林班と 1 小班「馬形沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。
- 1 9) 仙北市田沢湖先達沢国有林 3 0 4 7 林班わ及びか小班「小黒沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
- 2 0) 仙北市田沢湖先達沢国有林 3 0 4 8 林班わ 1 小班「大黒沢」起点から下流「先達川」の合流点まで
- 2 1) 仙北市田沢湖先達沢国有林 3 0 4 9 林班そ小班「鳥坂沢」起点から下流「湯ノ沢川」の合流点まで。
- 2 2) 仙北市田沢湖先達沢国有林 3 0 4 9 林班さ小班「湯ノ沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。
- 2 3) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林 3 0 5 2 林班な小班「黒湯沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。
- 2 4) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林 3 0 5 2 林班たれ小班「蟹沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。
- 2 5) 仙北市田沢湖生保内駒ヶ岳 2 番地の 1 地先「ホンナ沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。

- 26) 仙北市田沢湖駒ヶ岳国有林3052林班か小班「石黒沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。
- 27) 仙北市田沢湖生保内駒ヶ岳2番地の1地先「岩井沢」起点から下流「先達川」の合流点まで。
- 28) 仙北市田沢湖田沢字先達202番地の1地先「杉沢」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 29) 仙北市田沢湖田沢前郷沢林道地先大滝直下の「前郷沢」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 30) 仙北市田沢湖田沢字大深5番地の4地先「内田沢沢」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 31) 仙北市田沢湖見付田地先田沢湖発電所見付田取水口堰堤から下流「生保内川」の合流点までの「玉川」本流。
- 32) 仙北市田沢湖「生保内川」の合流点から下流「夏瀬ダム」までの玉川本流。
- 33) 仙北市田沢湖「刑部沢」と「金堀沢」の合流点の「長内沢」起点から下流「玉川」の合流点まで。
- 34) 仙北市田沢湖長内沢国有林3061林班け小班「屋敷沢」起点から下流「長内沢」の合流点まで。
- 35) 仙北市田沢湖長内沢国有林3061林班に、ほ小班「刑部沢」起点から下流「長内沢」の合流点まで。
- 36) 仙北市田沢湖長内沢国有林3060林班わ、か小班「金堀沢」起点から下流「長内沢」の合流点まで。
- 37) 仙北市田沢湖相内沢国有林3059林班境「相内沢」起点から下流「玉川」の合流点まで。

- 3. 関係地区 仙北市田沢湖生保内、刺巻、田沢及び玉川
- 4. 存続期間 免許の日から令和15年12月31日まで
- 5. 申請期間 令和5年9月5日から同年11月2日まで
- 6. 免許予定日 令和6年1月1日

1. 公示番号 内共第9号

2. 免許の内容足るべき事項

- (1) 漁業の種類 第5種共同漁業
- (2) 漁業の名称 いwana、やまめ、うぐい、かじか漁業
- (3) 漁業期間 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 仙北市
- (5) 漁場の区域

- 1) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3030林班わ小班「湯ノ又沢」起点から下流「玉川ダム」まで。
- 2) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3031林班に小班「中ノ又沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで。
- 3) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3031林班ほ小班「明通沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで。
- 4) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3031林班へ、ほ1小班「スズノ又沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで。
- 5) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3034林班わ小班「タツノクチ沢」起点から下流「中ノ又沢」の合流点まで。
- 6) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3036林班ぬ小班「小和瀬川」起点から下流「玉川ダム」まで。
- 7) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3034林班の小班「芦名沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで。
- 8) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3035林班の小班「左芦名沢」起点から下流「芦名沢」の合流点まで。
- 9) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3035林班の小班「右芦名沢」起点から下流「芦名沢」の合流点まで。
- 10) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3035林班に小班「大沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで。
- 11) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3039林班よ小班「濁沢」起点から下流「小和瀬川」の合流点まで。

1 2) 仙北市田沢湖小和瀬沢国有林3040林班わ小班「赤沢」起点から下流「濁沢」の合流点まで。

- | | |
|---------|---------------------|
| 3.関係地区 | 仙北市田沢湖生保内、刺巻、田沢及び玉川 |
| 4.存続期間 | 免許の日から令和15年12月31日まで |
| 5.申請期間 | 令和5年9月4日から同年11月2日まで |
| 6.免許予定日 | 令和6年1月1日 |

別記 1

田沢湖漁業協同組合
内共第 8 号及び 9 号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第 8 号及び第 9 号第五種共同漁業権（以下「内共第 8 号及び第 9 号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第 8 号及び第 9 号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あ ゆ漁業	竿釣、梁（金網梁を含む）、刺し網	組合員であること
やまめ漁業	竿釣、すくい網	同上
いわな漁業	竿釣、すくい網	同上
かじか漁業	竿釣、すくい網、ヤス突	同上
うぐい漁業	竿釣、すくい網、ヤス突、つくし、投網	同上

2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、相続人が組合員になったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前 2 項の規定にかかわらず、暴力団または暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有するものは、第 1 項の漁業を営む権利を有するものの資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 3 条 前項第 1 項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しく

は貸付又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。但し、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ漁業	竿釣	なし	全区域	7月1日から10月31日まで
	梁(金網梁をふくむ)	同上	組合指定公示区域	組合指定公示期間
	刺し網	同上	同上	同上
やまめ漁業	竿釣	同上	同上	4月1日から
	すくい網	同上	同上	9月20日まで
いわな漁業	竿釣	同上	同上	同上
	すくい網	同上	同上	
かじか漁業	竿釣	同上	同上	1月1日から2月末日までと、
	すくい網	同上	同上	5月1日から12月末日まで
	ヤス突	同上	同上	
うぐい漁業	竿釣	同上	同上	1月1日から 12月末日まで
	すくい網	同上	同上	
	ヤス突	同上	同上	
	つくし	同上	同上	
	投網	同上	同上	11月1日から6月末日まで

2 前項ただし書きの制限をしようとする場合は、理事は当該漁業にかかわる漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は区間を指定して、これを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間、その他内共第9号及び第10号の行使の内容たるべ

き事項を定めなければならない。ただし、第 2 条に規定する組合員行使権を有するものが、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

(禁止区域)

第 6 条前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれの右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
シトナイ沢起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年
岩井沢起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年
北桧内川起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年

(全長の制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
やまめ・いわな	15センチメートル以下
うぐい	10センチメートル以下
かじか	5センチメートル以下

(漁業権管理費の負担)

第 8 条 内共第 8 号及び第 9 号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第 8 号及び 9 号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次のとおりとする。

魚 種	種 別	行 使 料
あ ゆ	刺し網 (長さ 15m、統一)	2,000 円 (税込)

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する処置)

第9条 内共第8号及び9号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は当組合員に内共第8号及び第9号の行使をさせないことができる。

2 内共第8号及び第9号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は当該組合員に対して過怠金を課することができる。

(外来魚の再放流の禁止)

第10条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト）は再放流（リリース）をしてはならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規約で定める。

附 則

(施行月日)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別記 2

田沢湖漁業協同組合
内共第 8 号及び第 9 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 8 号及び第 9 号第 5 種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、うぐい、及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 漁協は第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はさし網による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項に承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合ないしは取り扱い所に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁 具、漁 法	規 模
手 釣、竿 釣	がらがけ、ひっかけを除く

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、当該魚種に係るイからオの各欄に掲げる範囲及び期間内であれば遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 遊漁の方法	ウ 尾数制限	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ	友 釣	なし	生保内川 玉 川	7月1日から10月31までの
やまめ	手釣、竿釣	20尾以内	全区域	4月1日から9月20日まで
いわな	同 上	同 上	同 上	同 上
かじか	手釣、竿釣 ヤス突	50尾以内	同 上	1月1日から2月末日まで、及 び5月1日から12月末日まで
うぐい	手釣、竿釣	なし	同 上	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及び組合が委託している遊漁券取扱所に掲示して公表する。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
シトナイ沢起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年
岩井沢起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年
北桧内川起点より直近の砂防堰堤までの区間	通 年

(全長の制限)

第6条 次の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル

いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
かじか	5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が中学生以下の者、肢体不自由者の場合は無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、800円を加算した額とする。(消費税込)

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
全魚種	手釣、竿釣	1日 2,000円	1年 9,000円
あゆ	手釣、竿釣	1日 1,700円	1年 8,400円
やまめ いわな	手釣、竿釣	1日 1,300円	1年 7,400円
うぐい	手釣、竿釣	1日 1,300円	1年 7,400円
かじか	手釣、竿釣、ヤス突	1日 1,300円	1年 7,400円

2 第1項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 田沢湖漁業協同組合事務所
- (2) その他組合が指定する遊漁券取扱所

名称	電話	住所
ヤマザキデイリーストアー 田沢湖高原店	0187(43)0078	仙北市田沢湖生保内字造道23-12
ローソン田沢湖生保内店	0187(43)1868	仙北市田沢湖生保内字野中128-1
ローソン田沢湖造道店	0187(43)3963	仙北市田沢湖生保内字町田154-4
ペンション仙人	0187(46)2619	仙北市田沢湖生保内下高野71-96

峠の茶屋	0187 (43) 1803	仙北市田沢湖生保内字近藤沢 13-1
鶴の湯温泉	0187 (46) 2139	仙北市田沢湖先達国有林 50
島川商店	0187 (43) 0141	仙北市田沢湖生保内武蔵野 49-84
黒湯温泉	0187 (46) 2214	仙北市田沢湖生保内黒湯沢 2-1
青荷山荘	0187 (46) 2725	仙北市田沢湖生保内下高野 73-14
蟹場温泉	0187 (46) 2021	仙北市田沢湖乳頭温泉郷
休暇村乳頭温泉郷	0187 (46) 2244	仙北市田沢湖駒ヶ岳 2-1
セブンイレブン田沢湖店	0187 (43) 0711	仙北市田沢湖生保内字沼田 73-1
民宿惣之助	0187 (43) 2161	仙北市田沢湖生保内字阿気 128
妙の湯温泉	0187 (46) 2740	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳 2-1

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域において、秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁しようとする者は、第2条及び前条の規定にかかわらず、次の遊漁料を納付しなければならない。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
溪流漁(いわな、やまめな等)	手釣、竿釣	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

(2) 田沢湖漁業協同組合事務所

- 3 第2項の共通遊漁証は秋田県内水面漁業協同組合連合会が定めるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該遊漁証を所持しなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する処置)

- 第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊魚の中止を命じ、また以後その者の遊魚を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

- 第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト）は再放流（リリース）をしてはならない。

附則

(施行年月日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別記様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

<p>NO</p> <p>遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p>		<p>○注意事項</p> <p>1 遊漁者は、遊漁を行う際には、遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。</p> <p>2 遊漁に関しては、遊漁規則に定められた事項を遵守してください。</p> <p>3 漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。</p> <p>○組合が行っている繁殖事業</p> <p>1 放流量は、毎年、秋田県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。</p> <p>○組合が行っている漁場管理</p> <p>1 遊漁料は漁業権者に課せられている増殖義務等の経費の一部として使用されています。</p>					
<table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">遊漁者</td> <td>(住所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table>	遊漁者		(住所)			(氏名)	(年齢)
遊漁者	(住所)						
	(氏名)	(年齢)					

別記様式第2号

漁場監視員証

表

裏

<p>NO</p> <p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">(氏名)</td><td style="width: 50%; text-align: center;">(年齢)</td></tr></table> <p>有効期間 令和 年 月 日まで</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">田沢湖漁業協同組合 (印)</p>	(氏名)	(年齢)	<p>○注意事項</p> <p>1 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</p> <p>2 漁場監視委員会は、遊漁者が、再び、当組合の管理漁場に来てもらえるよう、あらゆる情報を提供してください。</p>
(氏名)	(年齢)		